

## 融雪期の事故防止について

例年、この時期、寒暖の差が大きくなり、氷のようになった屋根の雪が落ちて下敷きになったり、屋根の雪下ろし作業中の転落や歩行型除雪機に巻き込まれて尊い命を落とすなどの事故が発生しています。

このような事故を防ぐために、次のことに注意しましょう。

### ◆歩行型除雪機を使用する際の注意点

#### ①安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しない

安全装置が装備されているにもかかわらず、あえてこれを作動させずに使用したり、故障を放置したままで使用したりすることは危険です。

#### ②周囲に人がいないことを確認する

歩行型除雪機を使用する際は、人を絶対に近づけさせないようにしましょう。また、不意に人が近づいた場合には歩行型除雪機を直ちに停止できるような状態で除雪を行いましょう。

#### ③投雪口に詰まった雪を取り除く際には必ずエンジンを停止し鍵を抜く

投雪口に詰まった雪を取り除く際には、オーガやブローアの回転が停止したことを確認してから雪かき棒を使用して雪を取り除きましょう。

#### ④作業中の転倒を防ぐため、十分な準備・注意をする

除雪作業を行う前に障害物の位置などを確認し、滑りにくい履物を履くなど、取扱説明書に書かれている準備を行いましょう。また、歩行型除雪機を使用する際、特に後進時は足元や周囲の障害物に注意を払い、無理のない速度で使用するなど、取扱説明書の注意事項を必ず守って使用しましょう。

◇お問い合わせ先 消費者庁消費者安全課 電話03-3507-9137（直通）

### ◆屋根の雪は早めに下ろしましょう

道路に面した屋根やビル窓枠などの氷雪を常に点検し、早めに下ろしましょう。

また、建物を管理している方は、看板やロープなどで歩行者に注意を促しましょう。

### ◆雪下ろしは転落防止の措置を講じましょう

雪下ろし作業中に雪とともに屋根から転落する事故が発生しています。雪下ろしをするときは、転落防止の措置を講じましょう。また、見張りを置き歩行者や遊んでいる子どもに注意しましょう。

### ◆危険な軒下を歩かないようにしましょう

落氷雪のおそれのある軒下などを歩かないようにしましょう。また、落氷雪の危険がある場所では子どもを遊ばせないようにするとともに、遊んでいるのを見かけたときには声をかけて注意しましょう。

◇お問い合わせ先 北海道警察本部地域企画課 電話011-251-0110



## 剣淵町キャンペーンガール ぷっちなが行く!



「ぷっちなの小部屋」  
<http://vir2.eolas.co.jp/puchi-na/>

### ★ぷっちな活動記録★

- H29. 1. 冬休み
- H29. 2. 5 マツダ耐寒テストコース開放イベント

